

岐阜県公報

第二千四百八十一号
平成二十五年九月二十日

(金曜日)

目次

告 示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 六三三
- 道路の供用開始 (同) 六三三
- 保安林の指定 (恵那農林事務所) 六二四

公 示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 六二四
- 指定自立支援医療機関の指定 (保健医療課) 六二五
- 介護保険指定居宅サービス事業所の指定 (高齢福祉課) 六二五
- 介護保険指定居宅サービス事業所の廃止 (同) 六二六
- 介護保険指定居宅介護支援事業所の指定 (同) 六二六
- 介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止 (同) 六二六
- 介護保険指定介護予防サービス事業所の指定 (同) 六二七
- 介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止 (同) 六二七
- 岐阜県労働委員会委員候補者の推薦 (労働雇用課) 六二八
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 六三〇
- 開発行為の工事の完了 (建築指導課) 六三〇

中央新幹線(東京都・名古屋市間)の環境影響評価準備書及び準備書説明会の開催の公告

(環境管理課) 六三一

雑 報

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

告 示

岐阜県告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年九月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
県道	上名 切張線	高山市国府町金桶字小屋 ノ下三九七番一地先地内	前 後	六・八 二〇・四	二五・八 二五・八	

岐阜県告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年九月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

平成二十五年九月二十日

持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の決定年月日又は変更の告示)
上名切張線	高山市国府町金桶字小屋ノ下 三九七番一地区地内			二九八	平成二五・九・三	平成二五・九・二〇

岐阜県告示第四百四十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林の所在場所
恵那市笠置町姫栗字鶴ヶ根二五七二の二四、一六〇九の一
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年九月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜県環境新工法研究会
- 三 代表者の氏名 加藤 武
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市雑倉七九四番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県および県内市町村ならびに県民に
対して、自然生態系との共生を図り、環境の保全を図る
工法の提案および郷土の自然環境の保全に関する事業を
行い、地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年八月三十日
 - 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人技術サポートぎふ技術士の会
 - 三 代表者の氏名 荻須 雅夫
 - 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市各務山の前町三丁目一五番地一三
 - 五 定款に記載された目的 この法人は、広く地域に対して科学技術を通して、ま
- ちづくり、環境の保全、災害救援、及び地域安全に関する事業を行い、地域社会の保全や発展に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
ホソノ薬局	関市出来町二二三の三	精神通院	平成二五・九・一
ホソノ薬局 せき南調	関市神明町三の六の一七	精神通院	平成二五・九・一

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十

一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
株式会社トラ アント	椿ショートのス テイ	岐阜県不破郡垂井町大石字 下野七四五	短期入所 生活介護	平成二五・八・一
有限会社ノウ ヒ	ショートのステ イよもぎ	岐阜県海津市南濃町太田六 八二一	短期入所 生活介護	平成二五・八・六
社会福祉法人 大和社会福 祉事業センタ ー	指定短期入所 生活介護事業 ハートシテイ 中濃の社	岐阜県関市富之保四〇九六 一	短期入所 生活介護	平成二五・八・〇
医療法人同仁 会	デイサービス センターれざ み	岐阜県高山市昭和町二丁目 八五 一	通所介護	平成二五・八・一
株式会社健や か	デイサービス センターすこ やか	岐阜県高山市三福寺町四一 一番地三	通所介護	平成二五・八・一
社会福祉法人 井ノ口会	デイサービス センターすい と大垣	岐阜県大垣市北方町五丁目 二五番地一	通所介護	平成二五・八・一
社会福祉法人 大和社会福祉 事業センター	指定通所介護 事業所ハート シテイ中濃の 社	岐阜県関市富之保四〇九六 一	通所介護	平成二五・八・一
株式会社ケア	デイサービス	岐阜県高山市新宮町七九一	通所介護	平成二五・八・一

トビック	センターきり んハイム	一	岐阜県養老郡養老町鷺巣八	通所介護	平成 二五・八・二九
合同会社空	デイサービス 空	岐卓県養老郡養老町鷺巣八 二一番地六	岐卓県養老郡養老町鷺巣八 二一番地六	福祉用具 貸与	平成 二五・八・一
株式会社オア ・シス	株式会社オア シス 恵那営 業所	岐卓県恵那市大井町一〇六 四一	岐卓県恵那市大井町一〇六 四一	訪問介護	平成 二五・八・一
医療法人同仁 会	ヘルパーステ ーションレザ ー	岐卓県高山市昭和町二丁目 八五	岐卓県高山市昭和町二丁目 八五	訪問介護	平成 二五・八・一
医療法人悠山 会	ファミリア下 呂ヘルパース テーション	岐卓県下呂市少ケ野二二四 八番地一	岐卓県下呂市少ケ野二二四 八番地一	訪問介護	平成 二五・八・一
特定非営利活 動法人まめな かな	訪問介護ステ ーションまめ なかな	岐卓県高山市赤保木町一〇 五八	岐卓県高山市赤保木町一〇 五八	訪問介護	平成 二五・八・二五
医療法人和光 会	訪問看護ステ ーション北方	岐卓県本巣郡北方町柱本南 三丁目八第二コーポウスイ 北二〇二号室	岐卓県本巣郡北方町柱本南 三丁目八第二コーポウスイ 北二〇二号室	訪問看護	平成 二五・八・一
合同会社IL IFE	訪問看護ステ ーション仁 瑞浪	岐卓県瑞浪市南小田町二丁 目三番地ファミーユワカ マツ二〇五号	岐卓県瑞浪市南小田町二丁 目三番地ファミーユワカ マツ二〇五号	訪問看護	平成 二五・八・一

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八号第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	株式会社 心	事業所の名称	レッツ倶楽部 心のき	事業所の所在地	岐阜県大垣市松町七九八番 地	サービス の種類	通所介護	廃止 年月日	平成 二五・八・三
----------------	-----------	--------	---------------	---------	-------------------	-------------	------	-----------	--------------

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六号第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称	株式会社 リナミン	事業所の名称	下磯調剤薬局	事業所の所在地	岐阜県揖斐郡大野町下磯四 九九	サービス の種類	居宅介護 支援	指定 年月日	平成 二五・八・一
事業者の名称	ケアプラン 吹合同会社	事業所の名称	ケアプラン 吹	事業所の所在地	岐阜県大垣市中川町二丁目 一四四	サービス の種類	居宅介護 支援	指定 年月日	平成 二五・八・一

介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五号第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
--------	--------	---------	---------	-------

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二第一項の規定に基づき同法第五十三条第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

アースサポート株式会社	アースサポート大垣	岐阜県大垣市錦町七二番地	居宅介護支援	平成二五・八・三
事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社トラエント	椿ショートのステイ	岐阜県不破郡垂井町大石字下野七四五	介護予防短期入所生活介護	平成二五・八・一
有会社社ノウヒ	ショートのステイよもぎ	岐阜県海津市南濃町太田六八二一	介護予防短期入所生活介護	平成二五・八・六
社会福祉法人大和福祉社事業センター	指定短期入所生活介護事業ハートシヤイ中濃の社	岐阜県関市富之保四〇九六	介護予防短期入所生活介護	平成二五・八・〇
医療法人同仁会	デイサービスセンターれざみ	岐阜県高山市昭和町二丁目八五一	介護予防通所介護	平成二五・八・一
株式会社健やか	デイサービスセンターすこやか	岐阜県高山市三福寺町四一一番地三	介護予防通所介護	平成二五・八・一
社会福祉法人	デイサービス	岐阜県大垣市北方町五丁目	介護予防	平成

井ノ口会	センターすいと大垣	二五番地一	通所介護	平成二五・八・一
社会福祉法人大和福祉社事業センター	指定通所介護事業所ハートシヤイ中濃の社	岐阜県関市富之保四〇九六一	介護予防通所介護	平成二五・八・一
株式会社ケアトピック	デイサービスセンターきりんハイム	岐阜県高山市新宮町七九一	介護予防通所介護	平成二五・八・三
合同会社空	デイサービス空	岐阜県養老郡養老町鷺巣八二一番地六	介護予防通所介護	平成二五・八・九
株式会社オアシス	株式会社オアシス 恵那営業所	岐阜県恵那市大井町一〇六四一	介護予防福祉用具貸与	平成二五・八・一
医療法人同仁会	ヘルパーステーションレザミ	岐阜県高山市昭和町二丁目八五一	介護予防訪問介護	平成二五・八・一
医療法人悠山会	ファミリア下呂ヘルパーステーション	岐阜県下呂市少ヶ野二二四八番地一	介護予防訪問介護	平成二五・八・一
特定非営利活動法人まめなかな	訪問介護ステーションまめなかな	岐阜県高山市赤保木町一〇五八	介護予防訪問介護	平成二五・八・二五
医療法人和光会	訪問看護ステーション北方	岐阜県本巣郡北方町柱本南三丁目八第二コーポウスイ北二〇二号室	介護予防訪問看護	平成二五・八・一
合同会社ILIFE	訪問看護ステーション仁瑞浪	岐阜県瑞浪市南小田町一丁目三一番地ファミリユワカマツ二〇五号	介護予防訪問看護	平成二五・八・一

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の第十二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	株式会社 一 心	事業所の名称	レッツ倶楽部 ひのき	事業所の所在地	岐阜県大垣市 松町七九八番 地	サービスの種類	介護予防 通所介護	廃止年月日	平成 二五・八・三
----------------	-------------	--------	---------------	---------	-----------------------	---------	--------------	-------	--------------

岐阜県労働委員会委員候補者の推薦

第四十三期岐阜県労働委員会委員の任期が平成二十五年十二月二十三日をもって満了するので、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十四期岐阜県労働委員会委員候補者の推薦を求める。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 推薦団体

1 使用者委員候補者の推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことが主な目的又は業務の主要な部分である使用者団体

2 労働者委員候補者の推薦団体

岐阜県の区域のみに組織を有し、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合

二 被推薦者

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

三 推薦受付期間

平成二十五年九月二十日（金）から

同 年十月三十一日（木）まで

四 推薦手続

1 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を岐阜県商工労働部労働雇用課に提出すること。

(一) 別記様式第一の推薦書

(二) 被推薦者の履歴書

2 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を岐阜県商工労働部労働雇用課に提出すること。

(一) 別記様式第二の推薦書

(二) 被推薦者の履歴書

(三) 推薦に係る労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の岐阜県労働委員会の証明書

別記様式第 1

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

事務所所在地

団 体 名

代 表 者 氏 名

印

印

第44期岐阜県労働委員会委員候補者の推薦について

第44期岐阜県労働委員会の使用着委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 団 体 及 び 地 位	所 属 会 社 及 び 地 位	備 考

別記様式第 2

年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

労働組合所在地

労 働 組 合 名

代 表 者 氏 名

印

印

第44期岐阜県労働委員会委員候補者の推薦について

第44期岐阜県労働委員会の使用着委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 労 働 組 合 及 び 地 位	所 属 職 場 及 び 地 位	備 考

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出は取り下げられたので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 取り下げられた届出

1 届出年月日

平成二十四年三月十三日

2 届出者の氏名又は名称

株式会社ケヨー

3 建物の名称及び所在地

ケヨーデイツー大垣赤坂店

大垣市赤坂町字河原一七八〇番 外

4 変更しようとする事項

駐車場の位置

駐車場の自動車の出入口の位置

二 取下げ年月日

平成二十五年九月六日

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年九月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十五年九月十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社カーマ 外

三 建物の名称及び所在地

カーマホームセンター 21岐南店 別館

羽島郡岐南町八剣八丁目五七番一号

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 三、六二九平方メートル

(変更後) 五、六四九平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時から午後八時

(変更後) 午前六時三〇分から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分から午後八時三〇分

(変更後) 午前六時から午後九時三〇分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 六箇所

(変更後) 一〇箇所

開発行為の工事了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十五年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

雑 報

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第九〇号 平成二五・五・二〇	安八郡神戸町大字川西字大道西九七番	道路	開発登録簿による	大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲川 哲彦
同西建築第七四号の一 同二四・一一・二二 同岐西建築第一〇〇号の一四 同二五・七・三二	安八郡輪之内町大藪字高畑二六二七番 一外二八筆及び輪之内町所管法定外 公共物(道路・水路)	道路 緑地 水路	同	安八郡輪之内町四郷二五三〇番地の一 輪之内町土地開発公社 理事長 加藤 智治
同中建築第五五号の一〇 同二五・四・一	郡上市八幡町稻成字横道下八九三番一 外九六筆	道路 緑地 水路	同	愛知県常滑市字斧口九五番地 株式会社ロイヤル 代表取締役 藤川 卓也

中央新幹線(東京都・名古屋市間)の環境影響評価準備書及び準備書説明会の開催の公告

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第十四条第一項の規定により、中央新幹線(東京都・名古屋市間)の環境影響評価準備書(岐阜県)を作成したため、同法第十六条の規定により、次のとおり公告します。また、同法第十七条第一項の規定により、準備書説明会を開催するので、同条第二項において準用する同法第七条の二第二項の規定により、次のとおり公告します。

平成二十五年九月二十日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 山田 佳臣

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
1 名 称 東海旅客鉄道株式会社

- 二 代表者の氏名 代表取締役社長 山田佳臣
- 三 主たる事務所の所在地 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目一番四号
- 二 対象事業の名称、種類及び規模
 - 1 名称 中央新幹線(東京都・名古屋市間)
 - 2 種類 新幹線鉄道の建設
 - 3 規模 東京都から名古屋市間 延長 約二百八十六キロメートル
- 三 対象事業が実施されるべき区域
 - 1 起 点 東京都港区
 - 2 終 点 愛知県名古屋市中津川市
 - 3 主な経過地 甲府市附近、赤石山脈(南アルプス) 中南部
- 四 関係地域の範囲(岐阜県関係)
 - 3 多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市及び可児郡御嵩町
- 五 準備書等の縦覧の場所、期間及び時間(岐阜県関係)
 - 1 縦覧場所
 - 岐阜県環境生活部環境管理課、多治見市役所環境文化部環境課、中津川市役所企画部リニア推進課、瑞浪市役所総務部企画政策課、恵那市役所企画部リニアまちづ

<p>八 準備書の説明会を開催する日時及び場所（岐阜県関係）</p>			
開催年月日 (曜日)	開催時間	開催場所	開催住所
平成二十五年 十月二日(水)	午後六時三十分 から	中津川市中津川文 化会館 ホール	中津川市かやの木町二番 二号
<p>くり課、土岐市役所総務部総合政策課、可児市役所企画経済部総合政策課、御嵩町役場総務部企画課及び東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜） なお、各縦覧場所では、岐阜県版の準備書等をご覧ください。</p> <p>2 縦覧期間 平成二十五年九月二十日（金）から平成二十五年十月二十一日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）</p> <p>3 縦覧時間 午前九時から午後五時まで（ただし、縦覧場所によっては異なることがあります。）</p> <p>六 インターネットによる公表 環境影響評価準備書は、当社ホームページ（http://jr-central.co.jp/）においてご覧いただけます。</p> <p>七 環境影響評価法第十八条第一項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項 準備書について環境の保全の見地からのご意見を、書面により次のとおり提出することができます。</p> <p>1 意見書の提出期限 平成二十五年十一月五日（火）必着</p> <p>2 意見書の提出先</p> <p>(一) インターネットの場合 当社ホームページの専用入力フォーム https://jr-central.co.jp/public/opinion/input</p> <p>(二) 郵送の場合 〒一〇八 八七九九 高輪郵便局留 JR東海 中央新幹線環境影響評価準備書 ご意見受付係</p> <p>3 意見書の提出に必要な記載事項</p> <p>(一) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(二) 提出の対象である準備書（関係都県名）の名称</p> <p>(三) 準備書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください。）</p>			
平成二十五年 十月三日(木)	午後六時三十分 から	御嵩町役場 北庁 舎 大会議室	可児郡御嵩町御嵩一三三 九番地一
平成二十五年 十月四日(金)	午後六時三十分 から	瑞浪市中央公民館 (瑞浪市総合文化 センター) 講堂	瑞浪市土岐町七二六七番 地の四
平成二十五年 十月六日(日)	午後三時から	桜ヶ丘公民館 体 育室	可児市豊ヶ丘六丁目一 番地一
平成二十五年 十月七日(月)	午後六時三十分 から	多治見市文化会館 小ホール	多治見市十九田町二丁目 八番地
平成二十五年 十月八日(火)	午後六時三十分 から	久々利公民館 ホ ール	可児市久々利一六四四番 地一
平成二十五年 十月九日(水)	午後六時三十分 から	恵那市防災センタ ー 防災研修室	恵那市長島町正家一〇一 五番地二
平成二十五年 十月十日(木)	午後六時三十分 から	桜ヶ丘公民館 体 育室	可児市豊ヶ丘六丁目一 番地一
平成二十五年 十月十一日(金)	午後六時三十分 から	中津川市坂本公民 館 ホール	中津川市千旦林一一九七 番地の一〇
平成二十五年 十月十二日(土)	午後三時から	恵那文化会館(恵 那文化センター) 大ホール	恵那市長島町中野四一四 番地一
平成二十五年 十月十三日(日)	午後三時から	中津川市健康福祉 会館 多目的ホ ール	中津川市かやの木町二番 五号
平成二十五年 十月十四日 (月・祝)	午後三時から	中津川市坂本公民 館 ホール	中津川市千旦林一一九七 番地の一〇
平成二十五年 十月十五日(火)	午後六時三十分 から	馬籠ふるさと学校 アリーナ	中津川市馬籠四七七番 地二三〇
平成二十五年 十月十六日(水)	午後六時三十分 から	土岐市文化プラザ ルナホール	土岐市土岐津町土岐口一 一一一番地の一
平成二十五年 十月十七日(木)	午後六時三十分 から	恵那市武並コミュ ニティセンター 集会所	恵那市武並町竹折一〇五 九番地三六

なお、各説明会の所要時間は、おおむね二時間を予定しております。
九 問合せ（岐阜県関係）

1 問合せ先 東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所（岐阜）

中津川市太田町二丁目三番五号 青松ビル二階

TEL 〇五七三 六五 六八二〇

2 受付日時 平成二十五年九月二十日（金）から平成二十五年十一月五日（火）ま
で（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）午前九時から午後
五時まで

平成二十五年九月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社